

規制シート(様式)

(別紙1)

160195401150001

平成27年9月24日

規制の名称	短期滞在外国人の年金脱退一時金制度	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	厚生年金保険法附則第29条 国民年金法附則第9条の3の2	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	年金局国際年金課長 柳楽晃洋
規制目的	我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用することを原則としている。滞在期間が短い外国人の場合、保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により解決すべきものだが、社会保障協定による解決が図られるまでの特例的な措置として脱退一時金制度を設けている。		
規制内容の概要	脱退一時金は、被保険者期間が6ヶ月以上ある外国人であって老齢給付の受給資格を満たさない方に対し、被保険者であった期間(※)に応じて支給されるもの。 (※)6～36か月までの期間について、6か月ごとに設定。	関連する予算	●平成25年度脱退一時金裁定額 厚生年金保険 約196億円 国民年金 約3千3百万円
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>国を超えた労働力の移動が進展している中で、多くの国では、年金受給のために必要とされる加入期間が設定されており、国際的な労働移動を行う労働者の年金保障を確保するために、各国間で社会保障協定を締結し、年金加入期間を通算する仕組みの導入を進めているところ。</p> <p>しかし、脱退一時金は、年金制度に加入した期間を当初から加入していなかったものとして取り扱うため、その期間は当該労働者にとっては、年金保障の空白期間となってしまう。国際的な労働移動の増加に伴い、自国以外で働く労働者の増大、就労期間が長期化していく中で、脱退一時金の拡充の方向で見直しを行うことは、年金保障の空白期間の創出を助長する結果となり、国際的な動向に逆行する。</p> <p>外国人に対する脱退一時金制度は、我が国において社会保障協定がどの国とも未締結であった当時、社会保障協定による解決が図られるまでの「当分の間」の措置として導入されたものであるが、現在では13カ国との間で社会保障協定による期間通算が可能となっており、社会保障の空白期間を作らない視点からは、慎重な受給を促すべきである。実際、制度脱退に伴って一時金や還付金の支払いを行う制度は、欧米先進国にはほとんど存在しない。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>